

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月12日（平成30年（行個）諮問第39号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行個）答申第121号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が平成29年特定月日付で、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書一式。ただし、請求人が提出したものを除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の通番21及び通番24に掲げる部分を不開示としたことは結論において妥当であり、また、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年11月22日付け東労発総個開第29-667号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 今回非開示になった部分の中で、特定団体が主張した重要な内容や平成29年特定月日に行われている「聴取書」が真っ黒になっています。この部分こそが当事者である審査請求人としては最も確認したい部分であり、裁判同様に労災審査にとっても正否を判断するのに最も重要な部分であります。私の方は全てさらけ出しているわけですから、審査請求人にもこれらを知り得る権利があり、特定団体側も審査請求人に全開示する義務があるはずですが、特定団体がこれらの部分の開示を頑なに拒否するということは、裁判でも特定団体が虚偽の主張をし続けているように、ここでも嘘を言っている可能性が大だと疑わざるを得ないのです。その根拠として、これらの調

査が行われた後の特定月日に現裁判の尋問があったのですが、ここでも特定団体側は嘘の証言・説明をしていましたので、当然裁判のことを考慮すると辻褄が合うように労災調査にも虚偽の主張をしているはずで、ということになれば、現裁判において特定団体の虚偽が認定されれば、自ずと労災の主張も虚偽と認定されることとなります。そして、前裁判においても特定団体の虚偽が認定されていますし、証人尋問でも職員の特名に虚の証言をさせたことも判決において偽証が認定されたという経緯がありますので、今回の「聴取書」においても同様のことが行われている可能性があるのです。当事者にさえ名前も内容も一切開示できないということは、ここには嘘や誹謗中傷が並びたてられているか、匿名・極秘を絶対条件として特定団体に都合のよいことだけを言うように強制的に実施させられたか、などと疑ってしまうのです。もし、事実を言っているのであれば隠す必要はなく堂々と開示できるはずですし、開示しても何も恐れることはないはずなのです。

そして、ここで労災の開示判断として問題なのは、今回のような労災調査においてこうした非開示ということが許されるのであれば、特定団体にだけは審査請求人の訴えに対して反論の機会が与えられているが、労災申請者の審査請求人には特定団体の主張に対する反論さえもすることができないということになるのです。このようなルールだと特定団体がどんな嘘やデタラメを主張してもそれがまかり通ってしまうことになり、会社側の方だけが言った者勝ちという特権を持たされ、非常に有利な立場におかれているということになります。一般的に言われているのですが、同様のケースの労災申請においては認可されるのが非常に難しいということを知りますが、そこにはこうした労災対応こそが認可を阻むその大きな要因になっているということを実感しております。こうした対応は被保険者である労働弱者にとっては納得できるものではなく、匿名をいいことにネット上で誹謗中傷や嘘などを流しているのと変わらないような気がするのです。このような理不尽なことが許されては労災保険の存在意義さえも疑われかねませんので、公平性の観点からしましても当事者である私にも反論の機会をいただくために特定団体側の言い分の全てを審査請求人に開示して下さい。

前述のように特定団体の主張を疑うのには根拠があるのです。それは前裁判において特定団体の虚偽が最高裁で認定されていて、現在進行中の新たな裁判においても特定団体は虚偽の主張を未だに重ねているということ。また、審査請求人が現裁判で陳述しておりますとおり、特定団体は業務の管轄である特定省庁による不正業務調査

においても徹底した虚偽回答と隠ぺいをした事実があるということ。さらには、こうした不正業務は未だに正されていないため、厚生年金被保険者である特定団体のお客様が今も被害を受け続けているということです。特定月頃にも現裁判の判決が下され予定（原文ママ）ですので、今回も特定団体の色々な虚偽等が認定されることも考えられます。そうなった場合は特定団体の労災対応に対する主張内容が信憑性を著しく欠くものになってしまうため、当然審査のやり直し（原文ママ）が不可欠となるのです。それだけでなく、こうした特定団体の労災対応が虚偽であったことが明らかになった場合は、労災調査を虚偽によって故意に妨害をしたということになり、違法行為となりますので厳しい罰則を科していただくを得ないということにもなります。

ただ、ここでひとつ懸念されることがあります。それは、ご承知のように特定団体の業務が特定省庁の管轄であり、以前天下りで特定団体に来られた方々が現在再び理事長や役員に就かれています。この方々を含めた特定省庁OBの方が複数人おられますので、この方々に配慮して特定団体に肩入れをした判断がなされたり、同省内での不祥事隠しというものが行われるのではないかとということです。絶対にこのようなことがないようにお願いいたします。ここはこれから一番注視していきたいところです。

## イ 追記

部分開示いただいた資料には疑念を抱くものがあります。

まず、「聴取書」は全非開示となっていて聴取を受けた者を守っているのかもしれませんが、審査請求人の人権は完全に無視されています。

次に、「使用者申立書」も肝心なところは全て非開示となっています。

他にも、特定団体が提出している「特定団体就業規則」は、改訂日付が平成26年特定月日（い）となっておりますが、平成28年特定月に現裁判で被告側から提出されたものは、別の「旧就業規則」（特定労働基準監督署に提出済）であり、これしか知らなかった私はそれに基づいて休暇をとっていました。そんな中、平成28年特定月頃、突然この改訂版を突き付けられたのですが、その内容を見ると驚くことに休職期間が3年から1年に大幅に改悪されたものであったのです。これは、休暇をとっている審査請求人を早期に辞めさせるための対策としてこの時期に作られたものと思えないような作為的なタイミングだったのです。その証拠に、審査請求人が業務上の疾病による特別有給休暇であると主張を続けているにもか

かわらず、それからはこの後出しの「就業規則」を執拗にかざし始め、強引に休職扱いにして審査請求人を1年後の平成29年特定月日付けで再び不当解雇されてしまったということです。

最後に、「特定職員について」に関しても、審査請求人の知らないことがメモされていたり、特定団体に不都合な真実は省かれていたり、一部内容がねつ造されているところがあったりしています。つまり、これも特定団体を正当化するために作為的に編集されたものになっているということなのです。

## (2) 意見書

ア 当該労災保険審査請求事件（以下「当該事件」という。）には下記の特質性を前提とした保険支給の判断および情報開示の判断をしていただくことが最も重要ではないかと進言いたします。

### イ その前提にある特質性

(ア) 当該事件は、特定氏名ら（以下「加害者」という。）自身が特定団体の経営者であり同一であるため、特定団体の主張はすべて加害者の意志に基づき情報の操作が行われてしまうということ。

(イ) 加害者は、自分たちの不正業務等の指示に対して、拒否をしたり意見を言ったりする者は、あの手この手で次々と依願退職へと追いやっているという現実があり、その結果として、現在残っている者や今も特定団体に関わっている方は、審査請求人が裁判でも陳述しているとおりの特定団体の不正業務等を率先して行っている共犯者（同じ穴の貉）であり同一思想の持ち主であるということ。つまり、そのような方たちを聴取して入手された今回の情報というものは、特定団体の意志に基づいて操作されたものと同一であるということ。

(ウ) 労働基準監督署の調査にあたって、特定団体側から得られた情報は絶対に開示されないということが確約されていたこと。

ウ 先に審査請求書（上記（1）ア）において申しましたとおり、前裁判同様に今回の裁判でも特定団体の偽証や虚偽答弁が認定されているということからしましても、不開示となっているすべての内容にも虚偽があると見て当然なことなのです。裁判の中で行われた尋問では、宣誓したにもかかわらず特定団体側の尋問調書は虚偽だらけだったことからもお分かりになると思います。こうした特定団体の虚偽の対応は、当該事件の特質性に由来する大きな問題点であって、当該事件では加害者側の情報が不開示にできるという権利自体が、虚偽の情報を流す加害者側の隠れ蓑にもなっているのです。そして、この隠れ蓑があるからこそ、同様のハラスメントによる労災事件がほとんど認められないと言われていることの主要因になっているということを実感しているしだいです。

また、貴局よりいただきました平成30年3月20日付けの「理由説明書」によりますと、今回の不開示の処分を維持することを決めた理由として、次のようなことをご主張されていることに大きな疑問を抱いております。

「被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。」

「当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」

「労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

「これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力をもとめた上で得られたものであるため。」

貴局はこれらのご主張を繰り返されておられますが、守秘義務により担保されることが確約された状態で聴取された虚偽情報の方が、逆に審査請求人の方の権利利益を害してしまっていて、こちらの問題は蔑ろにされてしまっているということの方が危険ではないでしょうか。つまり、当該事件の特質性ということを鑑みた場合においては、貴局の「理由説明書」のご主張が特定団体（加害者）側の虚偽回答を可能にしている、その虚偽情報が法によって不当に守られてしまっているという危険な状態が作られてしまっているのです。また、貴局は特定団体側の情報の開示は労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすともご主張されておられますが、支障を及ぼすのは不開示されている虚偽の情報の方なのです。ということは、当該事件では適正な事務処理が遂行されてないということになります。ただ、今回、現在の法律上どうしても開示できないと言われるのであれば、労災審査の公正中立性を確保するためにも、少なくともこれらの不開示扱いとなった危険な情報に関しては、審査資料から排除されてしかるべきものなのです。そして、今回のような法の不備については、早急に法改正等の何らかの対応がなされることを強く願うしだいでありませう。

つきましては、東京労働局にはこれらの不公平な不開示情報は審査資料から外していただいたうえで、公平中立に行われた2件の裁判の判決や尋問調書や陳述書等の情報を基に真実を見極めていただき、既成概念にとらわれない柔軟なご対応を賜りまして、審査のやり直しをしていただきますよう請求いたします。

裁判や労災調査で嘘をつかなければならない方は、どちらであるかをご考察いただければ、自ずと真実が明らかになってきます。現在

も特定団体は不正業務を断行していて、その不正を隠すために嘘をつき、その嘘を取り繕うために次々と犯行を重ねていっています。裁判においても、こちらが不正業務を「訴状」や「陳述書」で争点にあげているのですが、特定団体はこれに反論すると不正業務が表に出てきてしまうため、完全に無視をして不正業務には触れないようにしているのが露骨に表れているのです。今の特定団体というのは、長い間公共事業に携わってきて、現在は一般財団法人として多額の公益支出金を管理している組織とは思えない程、あまりにも酷い状況になってしまっていて、関係者として非常に残念に思っているしだいであります。

## エ 追記

私が裁判で陳述しておりますとおり、主業務の管轄である特定省庁による不正業務調査において、徹底した虚偽回答と隠ぺいをしただけでなく、不正業務を正当化するために不正をし続けていて、厚生年金被保険者である特定団体のお客様が今でも被害を被っているのですが、特定団体の体質というのは、こうした不正も分からなければこれを良しとするような不誠実なものなのです。

また、ご承知のように以前特定省庁より天下りで特定団体に来られていた方々が現在再び理事長や役員に就かれていたり、新たに複数の同省OBの方が来られたりされております。それゆえに、東京労働局には、この方々に配慮して特定団体に肩入れをした労災関連の判断がなされたり、同省内での不祥事隠し等、巷でよく行われているようなことが絶対にならないようにしていただきたいと思っております。この問題につきましては、特定団体のおかれている環境からしますと、誰しものが一番危惧するところでもありますので、今後もこの動向を注視していかなければならないと思っております。

## オ 添付資料（省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年10月21日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が平成29年特定月日付で、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書一式。ただし、請求人が提出したものを除く。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年12月10日付け（同月11日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「私が平成29年特定月日付で、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書一式。ただし、請求人が提出したものを除く。」である。

#### (2) 不開示情報該当性について

##### ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、4の①、5の①、6の①、7の①、8の①、10の①、11、13の①、18、19、20、21、22の①及び23の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、4の②、5の②及び6の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外特定の個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

##### イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号2、8の②、22の②及び27の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号7の②、8の③、8の④、10の②、13の②、18及び22の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、4の②、5の②及び6の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号7の②、8の④、13の②、18及び22の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定

を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年4月9日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年9月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年10月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成29年特定月日付で、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書一式。ただし、請求人が提出したものを除く。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号27に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきと主張している。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

###### ア 通番14について

当該部分は、特定事業場から提出された報告内容であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められることから、こ

れを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番15について

当該部分は、特定事業場から提出された報告内容であるが、原処分において開示されている情報と同様の内容と認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番16及び通番18について

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であるが、通番16のうち1頁部分は、審査請求人が所属している課の職員の職氏名であり、2頁部分は、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、通番18は、審査請求人が担当していた業務の事務担当者の職氏名であり、いずれも、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1について

当該部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄であり、関係者の職氏名が記載されており、かつ、被聴取者には○印が付記されている。

関係者の職氏名及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番16（5頁及び6頁不開示部分）について

当該部分は、審査請求人の勤務先の執務室内を撮影した写真に写っている審査請求人以外の人影である。

人影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、当該写真に誰が写っているかは審査請求人が知り得るものではないことから同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハのいずれに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番4, 通番6, 通番12, 通番16 (上記(イ)を除く。), 通番18, 通番19及び通番25について

通番4は、聴取書に記載された審査請求人以外の個人の氏名、署名、印影、職業、住所及び生年月日であり、通番6は、意見書に押印された審査請求人以外の個人の割印であり、通番12, 通番16, 通番18及び通番19は、特定事業場が作成した資料に記載された審査請求人以外の個人の職氏名、会社名、担当部署及び受付番号であり、通番25は、領収書に記載された金融機関の担当者氏名であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番8, 通番10, 通番22, 通番23及び通番28について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番 24 について

当該部分について、諮問庁は、法 14 条 2 号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であると説明するが、健康診断結果報告一覧表に記載された審査請求人以外の職員の健康診断結果に関する情報は、各行に記載された職員を本人とする別個独立の保有個人情報であり、また、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものと認められる。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 法 14 条 3 号イ該当性について

(ア) 通番 3，通番 13，通番 26 及び通番 29 について

当該部分は、医療機関、特定事業場及び健康保険協会の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 14 及び通番 17 について

当該部分は、一般に公にしていない特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

(ア) 通番 2 のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の氏名の記載部分については、被聴取者ごとに法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 2 (上記 (ア) を除く。), 通番 5, 通番 7 及び通番 9 につ

いては、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容又は提出を求めた医師の意見であり、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番11は、医療機関提出資料に記載された医療機関の業務に関する情報であり、通番20は、特定事業場から提出された業務に係る資料であり、通番27は、労働保険申告書等に記載された特定事業場の内部情報であり、上記イ(イ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番15は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された報告内容であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番21のうち、審査請求人以外の個人の氏名及び評定結果に記載された情報について、諮問庁は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると説明するが、当該部分は、各行に記載された職員を本人とする別個独立の保有個人情報であり、また、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものと認められる。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

(イ) その余の部分である最終行については、一般に公にされていない特定事業場の内部情報が記載されており、上記イ(イ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きにつ

いて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄並びに通番21及び通番24に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、通番21及び通番24に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、また、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 通 番	4 処分庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示情報 (法14条 該当号)			6 開示すべき 部分
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書き	
1	精神障害の 業務起因性 判断のため の調査復命 書	1	① 15頁不開示部分	○			
		2	② 7頁ないし9頁不開示部分, 12頁「主治医の意見書」欄16行目ないし18行目, 20行目, 21行目, 23行目, 24行目, 28行目, 35行目及び36行目, 13頁不開示部分	○		○	
2	療養補償給 付たる療養 の給付請求 書	3	2頁印影		○		
3	聴取書①		—				
4	聴取書②	4	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 1頁ないし5頁印影, 5頁13行目署名	○			
		5	② 1頁8行目ないし5頁12行目(ただし項番を除く。)	○		○	
5	意見書①	6	① 3頁割印	○			
		7	② 2頁不開示部分	○		○	
6	意見書②	8	① 1頁医師署名及び印影	○			
		9	② 1頁医師意見の不開示部分, 2頁医師意見の不開示部分(ただし, 項目	○		○	

			10の1行目を除く。)				
7	医療機関提出資料	10	①1頁印影	○			
		11	②2頁ないし24頁最下部の不開示部分		○	○	
8	使用者申立書	12	①1頁担当者部署及び氏名	○			
		13	②1頁理事長印影		○		
		14	③2頁労働者数不開示部分		○		2頁2行目6文字目, 7文字目
		15	④5頁不開示部分, 6頁3行目, 5行目12文字目ないし6行目, 9行目, 11行目及び13行目, 8頁4行目, 6行目, 8行目, 10行目, 12行目, 14行目, 18行目及び20行目, 9頁6行目7文字目, 8文字目, 8行目不開示部分, 11行目, 10頁不開示部分, 11頁不開示部分		○	○	5頁不開示部分
9	会社案内		—				
10	組織図等	16	①1頁不開示部分(ただし②を除く。), 2頁不開示部分, 5頁ないし6頁不開示部分	○			1頁審査請求人所属課職員の職氏名, 2頁理事長の枠の左側の「210」「260」と記載のある枠の不開示部分
		17	②1頁下部の表中不開示部分		○		

1 1	担当者表	1 8	1 頁ないし 6 頁不開示部 分	○			1 頁事務担当 欄 1 行目, 5 行目, 6 行 目, 9 行目, 1 8 行目ない し 2 0 行目, 備考欄 1 行目 7 文字目ない し 1 0 文字 目, 3 頁事務 担当欄 1 行 目, 9 行目, 1 8 行目ない し 2 0 行目, 備考欄 1 行目 7 文字目ない し 1 0 文字目
1 2	関連資料①		—				
1 3	関連資料②	1 9	① 1 頁, 4 頁, 5 頁 「(3) 満期延滞事故 者」欄括弧内, 9 頁 「(2) 信用保険事故 者」3 文字目ないし 5 文 字目, 1 2 文字目ないし 2 0 文字目, 1 0 頁 「(3) 満期延滞事故 者」欄 3 文字目ないし 6 文字目, 1 3 文字目ない し 2 1 文字目, 1 2 頁 「(3) 満期延滞事故 者」欄括弧内, 1 3 頁 「(2) 信用保険事故 者」欄括弧内, 「(3) 満期延滞事故者」欄括弧 内, 「(5) その他」欄 不開示部分, 1 4 頁	○			

			「(3) 満期延滞事故者」欄括弧内, 15頁 「(5) その他」欄括弧内				
		20	②1頁ないし15頁不開示部分(ただし①を除く。)		○	○	
14	就業規則		—				
15	給与規程		—				
16	給与規程支給細則		—				
17	履歴書等		—				
18	人事考課結果一覧表	21	1頁及び2頁不開示部分	○	○	○	
19	出勤簿等	22	1頁ないし5頁印影の不開示部分, 3頁署名の不開示部分	○			
20	給与・賞与等明細表	23	3頁, 6頁印影の不開示部分	○			
21	健康診断結果報告一覧表	24	1頁不開示部分	○			
22	労働保険申告書等	25	①2頁ないし4頁, 6頁ないし8頁, 11頁, 12頁, 20頁ないし22頁, 24頁ないし26頁及び28頁ないし30頁の領収日付印の不開示部分	○			
		26	②1頁, 5頁, 15頁, 16頁, 18頁, 23頁及び27頁理事長印影		○		
		27	③1頁ないし8頁, 10頁ないし12頁, 16頁		○	○	

			ないし30頁不開示部分 (ただし①, ②を除く。)				
2 3	診断書等	2 8	1頁医師印影	○			
2 4	関連資料③		—				
2 5	関連資料④		—				
2 6	判決文等		—				
2 7	診療報酬明細書	2 9	1頁健康保険協会印影		○		